

## 令和5年度第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月5日（月）13時30分～14時20分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 2件  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 4件  
議案第5号 農業経営改善計画について 新規 3件  
議案第6号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 5件  
所有権の移転 1件  
議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表について  
議案第8号 農地利用最適化推進委員の候補者について
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件  
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件  
報告第3号 地籍調査事業に伴う地目変更に係る照会について 3件
5. 出席委員 11名（欠員1名）  
会長12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、10番戸田敏一、11番吉井亨、  
13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 4番細谷修、8番板倉善紀、9番篠崎輝武
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、11名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第3回農業委員会定例総会  
を開会いたします。それでは議事に入ります。  
初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、2番秋山委員と5番斉藤  
委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。  
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。  
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を

詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局     それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、8議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、2件、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、4件、議案第5号、農業経営改善計画については、新規が3件、議案第6号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が5件、所有権の移転が1件、議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、議案第8号、農地利用最適化推進委員の候補者についてでございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年5月29日午前9時より、2班の岩柳委員、農宮委員、吉井委員、日暮委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長     それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、吉井委員より意見発表をお願いします。

1 1 番     番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字城近の現況畑3筆、合計703平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営を縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。なお、両人は、農地法第5条の申請番号2についても関連していますので、申し添えておきます。営農計画においては、ブルーベリー、イチジク、ココスヤシ等の植木を予定しています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲渡人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長     次に、申請番号2につきまして、岩柳委員より意見発表をお願いします。

3 番     番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、家徳字北中宿の田、254平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営を縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営

農計画においては、水稻の作付けを予定しています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次 に、申請番号3につきまして、日暮委員より意見発表をお願いします。

1 5 番 番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、小野字呑金の畑2筆、合計715平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営を縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、みかん、榎などの植木を予定しています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次 に、申請番号4につきましても、日暮委員より意見発表をお願いします。

1 5 番 番号4について説明します。本件は、農地法第3条の規定による使用貸借権の設定の申請です。申請地は、田間字新田の田、1,081平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は個人から会社へ農業経営を変更したため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次 に、申請番号5につきまして、吉井委員より意見発表をお願いします。

1 1 番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、大沼田字北ノ妻、川間、境畑、赤早稻田の畑7筆、合計5,319平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は後継者不足のために経営規模を縮小、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲渡人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金中学校の南、

約700メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、ブルーベリー、イチジク、ココスヤシです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、正気郵便局の東、約200メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南、約1.2キロに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、みかん、榎を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号4は、使用貸借権の設定の申請です。場所は、道の駅みのりの郷東金の北西、約400メートルに位置しています。農譲渡人は、業経営を譲渡人個人から譲渡人を代表者とする法人へと変更したため、譲受人は農業経営拡大のため、使用貸借権の設定をしたものです。作付作目は、水稻を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金九十九里有料道路小沼田インターチェンジの南東800メートルから1.2キロメートルに位置しています。譲渡人は後継者不足による経営規模縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、落花生を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、岩柳委員より意見発表をお願いします。

3番 番号1について説明します。本件は、農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は、宿字申新田の畑、251.33平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建設です。転用に伴う埋立て等の造成工事はありません。隣接農地への影響は無く、排水については、雨水は浸透枡を設置し宅内にて全浸透、汚水は合併浄化槽で処理した後、排水路へ放流する計画で、両総土地改良区の同意書が添付されています。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、専用住宅1棟の建築を目的とする転用の申請です。場所は、正気小学校の南東、約700メートルに位置しています。事業を行う理由は、本件農地の隣接地に在る申請者が現在住んでいる住宅の老朽化に伴う建替えです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1及び2につきましては、次の議案第4号、農地法第5条の規定によ

る許可申請の申請番号3と関連しておりますので、併せて審議をお願いします。  
それでは、農宮委員より意見発表をお願いします。

7番 番号1と2について、関連していますので一括して説明します。本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認と所有権の申請です。譲渡人が昭和63年と平成元年に専用住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けました下谷字下入地の畑、2筆474平方メートルの農地です。いろいろな事情で事業が遂行できないため、譲受人にお願いすることになりました。譲受人の両親が近くに住んでいることから、専用住宅1棟の建築を予定しました。事業計画書などの必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1及び2は、転用事業の承継を伴う計画変更の承認申請です。譲渡人は、本件申請地を専用住宅1棟用地として転用すべく、昭和63年と平成元年に5条許可を受けましたが、その後、家庭事情の変化による計画断念により、建築工事に着手することなく今日に至り、今般、譲受人に承継することになったものです。

議案書の8ページ、議案第4号の申請番号3をお願いいたします。

申請地は、福岡小学校の北西、約900メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっており、新築工事代金の一部としての領収書及び融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、また、議案第4号の申請番号3について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。  
申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、上谷字吉岡の田、現況畑、429平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。隣接農地所有者にも説明済みで、土砂流出防除対策として、境界はブロック積みとします。汚水、雑排水は集落排水へ接続し、雨水は宅内処理する予定です。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、吉井委員より意見発表をお願いします。

11 番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、川場字城近の現況畑、2筆合計522平方メートルの農地です。転用の目的は、植木販売所です。転用に伴う埋立て等はありません。また、排水については、雨水は宅内処理、汚水は汲取りで処理されます。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次の申請番号3につきましては、先ほど審議済みでありますので省略いたします。

議 長 次に、申請番号4につきまして、日暮委員より意見発表をお願いします。

15 番 番号4について説明します。本件は、農地法第5条の規定による伴う転用の申請です。申請地は、油井字小塚原の畑、462平方メートルの農地です。転用の目的は、自社用の駐車場です。整地後、碎石を搬入し転圧をします。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1は、親族間の使用貸借権の設定を伴う転用の申請で、譲受人は、譲渡人の孫にあたります。場所は、上谷の飯島寺の南西、約200メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから

、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金中学校の南、約700メートルに位置しています。転用の目的は、植木販売所です。土地利用は、事務所・倉庫としてコンテナハウスを1基設置、駐車場と進入路、販売用の植木の展示スペースを設置する計画です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南東、約600メートルに位置しています。転用の目的は、自社用駐車場です。本事業は、譲受人が木製建築部材の加工販売業を営んでおり、今年6月に木造非住宅向けの加工機械を導入し事業を拡大することに伴い、自らが営む東金工場の隣接地に従業員用の駐車場を確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、農業経営改善計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。別冊の農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求



めた案件は新規認定3件でございます。

まず、1件目をご説明いたします。申請書をご覧ください。こちらは家之子の方です。営農類型は水稲、露地野菜の複合経営です。続いて2枚目をお願いいたします。主な改善計画案については次の4点です。まず、経営規模の拡大に関する目標として、水稲及びイチゴの生産量を増加させます。生産方式の合理化の目標として、早生多収品種を増やし、飼料用米にも取り組み、作業の分散と経営の安定を図ります。経営管理の合理化の目標として、青色申告の継続と経営分析を実施します。農業従事の様態等に関する改善の目標として、定期的な休日がないので休日制を設けます。続いて3枚目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、耕運機、フォークリフト、トラクター用草刈り機があります。

つづきまして、2件目をご説明いたします。申請書をご覧ください。こちらは荒生の方です。営農類型は水稲、植木の複合経営です。続いて2枚目をお願いいたします。主な改善計画案については次の4点です。まず、経営規模の拡大に関する目標として、水稲及び植木の生産量を増加させます。生産方式の合理化の目標として、規模に応じた機械の導入により、生産性の向上や省力化を図ります。また、条件の良い水田を増やし、規模拡大を図ります。経営管理の合理化の目標として、複式簿記等について講習会に参加し、習得を目指します。農業従事の様態等に関する改善の目標として、定期的な休日がないので休日制を設けます。続いて3枚目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、ユンボ、色彩選別機があります。

つづきまして、3件目をご説明いたします。申請書をご覧ください。こちらは東中の方です。営農類型は施設野菜です。続いて2目をお願いいたします。主な改善計画案については次の4点です。まず、経営規模の拡大に関する目標として、ナス、トマトの生産量を増加させます。生産方式の合理化の目標として、天敵昆虫の効果的な利用を図ります。また、消毒の徹底により病害虫の抑制を図ります。経営管理の合理化の目標として、青色申告を継続していきます。農業従事の様態等に関する改善の目標として、雇用者の増加により休日を取れる体制を整備します。続いて3枚目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、トラクター、耕運機、管理機、消毒機、成型機、循環扇があります。

以上、新規認定3件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第5号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第6号、農用地利用集積計画について審議に入ります。  
農政課より説明願います。

農政課 議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第6次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第6次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

利用権の設定、5件、面積合計、21,477平方メートル。内訳、6年、2件、面積合計、6,585平方メートル、10年、3件、面積合計、14,892平方メートル、所有権の移転、1件、面積合計、333平方メートルです。

1ページが6年の利用権設定管理台帳で、2ページから3ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2件ともに新規で、滝沢の認定農業者への貸し付けとなっております。5ページが10年の利用権設定管理台帳で、6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で求名の農業者へ貸し付けとなっております。7ページが中間管理機構を介しての10年の利用権設定管理台帳で8ページから10ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2件ともに新規で2番は家の子の認定農業者に貸し付け、3番は家徳の農業者に貸し付けとなっております。売買については11ページのとおりとなりまして、12ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書です。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は13ページから15ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。なお、所有権の移転を受ける者については、令和5年第4次農用地利用集積計画にて農業経営の状況を確認しております。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第7号、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、ご説明申し上げます。議案書は11ページ、資料は別紙の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について(案)」になります。

本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、東金市農業委員会における、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表するため、その内容についてお諮りし、ご承認をいただくものでございます。なお、ご承認いただきましたら、法令の規定により「インターネットの利用等により6月30日までに公表しなければならない。」とされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、月末までにホームページにおいて公表したいと考えております。

1ページをご覧ください。こちらは農業委員会の状況について各数値を記しています。「農業委員会の状況」では、令和4年4月1日現在の状況を記載しております。1の「農業委員会の現在の体制」は、委員数を記載しており、2の「農家・農地等の概要」につきましては、国の統計調査等による数値を記載したものです。

次に、2ページをご覧ください。ここから目標値に対する実績の報告になります。大きく4つの項目がありまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、最適化活動の活動目標となります。まず、農地の集積ですが、令和4年度の目標39.1%に対する実績となります。令和4年度末の集積率については、28.3%となり、目標を下回る結果となりました。なお、令和4年度末の集積面積は951ヘクタールで、3年度末が915ヘクタールでしたので、1年間で36ヘクタールの増加となりました。次に、「遊休農地の発生防止・解消」については、令和3年度の利用状況調査で示された1号遊休農地の中の緑区分の遊休農地を解消することを指標としており、それに対する実績となります。令和4年度の目標値6ヘクタールに対し、解消実績面積は2.7ヘクタールとなり目標に対しての達成状況は45%となり、目標を下回る結果となりました。なお、活動実績につきましては、10月に実施した利用状況調査の結果に基づき、1号遊休農地37.7ヘクタールについて利用意向調査を実施しました。

次に、3ページをご覧ください。新規参入の促進でございます。こちらは、目標設定が単純な新規参入者ではなく、地主の意向で新規参入者に対して土地を貸

し付けても構わない旨を同意してもらい、その農地をホームページなどで公表したものがあつたという実績になります。令和4年度の目標値6.6ヘクタールに対し、同意を得て公表している農地は無いため、目標を下回る結果となりました。なお、参考の新規参入者の数が1となっていますが、こちらは農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定により、新規で青年就農として認定された方です。

最後に、最適化活動の活動目標ですが、活動日数の目標は1人あたり月8日となっております。これに対して皆様から毎月提出していただいている活動報告をもとに算出すると平均して1人あたり月1.7日となっておりますので、実績としては目標を下回る結果となりました。ただし、こちらの日数については、主に地元の農業者の方からの相談や会合などはカウントされますが、例えばこの総会や事務局からお願いしている地目変更登記に係る農地の確認などはカウントされません。

その他、新規参入者相談会や、事務の実施状況については、記載のとおりです。

農業者の高齢化や後継者の不在など担い手不足も深刻化するなか、総じて実績としては目標を下回るという結果となりましたが、ご報告とさせていただきます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第8号、農地利用最適化推進委員の候補者について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第8号、農地利用最適化推進委員の候補者につきまして、説明いたします。議案書は12ページ、資料は議案第8号別表の「東金市農地利用最適化推進委員候補者一覧」になります。

本議案につきましては、配付いたしました農地利用最適化推進委員候補者一覧に記載された18名の方を農地利用最適化推進委員の候補者とするについて、お諮りをするものです。推進員になるための要件につきましては、農業委員会等に関する法律において、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

とされておりますので、別紙の農業経営の状況、経歴、推薦応募の理由、推薦団体等の欄に記載された内容から、該当の可否を判断していただきますようお願いいたします。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第8号、農地利用最適化推進委員の候補者について、推薦応募のあった18名を候補者とする事について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により、推薦応募のあった18名を候補者とする事に決しました。この結果につきましては、次期農業委員会に申し送りますので、ご了解願います。

次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の13ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。4月26日から5月25日までに受付した案件は3件です。いずれも、相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の15ページをお願いします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。6件の照会があり、現地調査を5月10日及び24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

議案書の16ページをお願いします。

報告第3号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る照会について」です。令和5年5月22日付けで東金市長より、農地3筆について照会がありました。現地調査の結果、すべて「非農地」または「一部非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和5年6月5日